

子どもの権利について

～ 子どもの最善の利益を実現するための
権利条例から ～



札幌市子ども未来局
子どもの権利推進課



<子どもの権利条例>①

○1989年(H1) 国連で子どもの権利条約採択

- ・ 日本は1994年(H6)に批准
- ・ 子どもの基本的人権を国際的に保障

○2008年(H20) 札幌市子どもの権利条例制定

- ・ 2009年(H21) 4月1日施行
- ・ 条約を受け、子どもの権利を保障するための大人の役割や市の取組を定める。

<子どもの権利条例>②

○条約

第6条1

締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

第12条1

締約国は、(…)児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。

第31条2

締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進する(…)



○条例

第8条

子どもは、安心して生きることができます。(…)

(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと

第11条

子どもは、自分にかかわることに参加することができます。

(1) (…)あらゆる場で、自分の意見を表明すること

第10条

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。

※です・ます調でわかりやすく

<子どもの権利とは>①

「権利」とは…

○誰もが生まれながらにしてもっている

基本的人権

- ・命が守られること
- ・差別されないこと
- ・自由に生きること
- ・健康で文化的な生活を送ること など

○大人にも子どもにも一人一人に
同じように認められ、
尊重される(べき)もの

(でも子どもは大人と少し違って…)



<子どもの権利とは>②

「子ども」とは…

○可能性に満ちた、かけがえのない存在

○弱く未熟で、大人へと成長していく存在

大人と同じように…

権利の主体

大人と少し違う…

保護の対象



※子どもを一人の人間(権利の主体)として尊重すると同時に、守り、支え、育む(保護する)バランスが大切。

<子どもの権利とは>③

Kenri Book p. 2



(何でも先回り／放任)

→ 成長・自立に向けた

そつとひと押し
愛あるサポートの関わり



<子どもの権利とは>④

○子どもが自分らしく、豊かに成長・発達していく権利

- 安心して生きる権利

(愛情を持って育まれ、いじめや虐待から守られること)

- 自分らしく生きる権利

(個性を尊重され、自由に思いや考えを表現すること)

- 豊かに育つ権利

(学び、遊び、休息し、様々な経験をして豊かに育つこと)

- 参加する権利

(自分に関わることに参加し、意見を表明すること)

<子どもの権利とは>⑤

Kenri Book p. 3

権利を主張するときは...



<大人の役割>①

- 子どもの思いや考えを、言葉や表情、しぐさから、十分に受け止める。
- 子どもにとって、何が最も良いことか、「子どもの最善の利益」を常に考慮する。
- 子どもとともに考え、必要な支援をする。



<大人の役割>②

自分が嫌い

1 何をやってもダメな子!!

2 そんなことだからダメなんだ
また怒られてる(笑)

3 どうせボクなんて何をやってもダメなんだボクって何なんだろう

4 無気力
人任せ
いつまでも自立しない
すぐキレル

いいね!



うん うん つらかったね 応援しているよ

がんばってみる

苦手なこともあるけどまあ自分のこと好きかも

<大人の役割>③

ニンジン食べなさい!



いいね!



<大人の役割>④

どーせ無理



<大人の役割>⑤

意見を聞いてはみたものの



＜条例が目指すもの＞①

○自立した社会性のある大人への成長

自分で考え行動し、他の人のことも
考えられる大人に成長するよう
子どもを見守り、支えること

環境づくりは大人の責務！

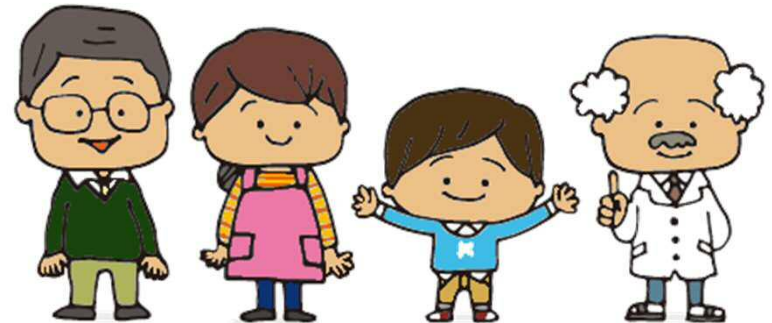


＜条例が目指すもの＞②

○子どもの視点に立ったまちづくり

子どもが、まちづくりなど自分に関わることに参加し、意見表明する機会を大切にし、子どもも大人も誰もが暮らしやすいまちにすること

子どもにやさしいまちは
すべての人にやさしいまち！



＜条例が目指すもの＞③-1

○権利の侵害からの救済

いじめや虐待などがないようにすること、
もしあった場合は、助けること

SOSを言えることも大事なこと！

→子どもアシストセンター（子どもの権利救済機関）

あなたの心配なこと、話してみませんか

LINE  こちらを読み取って友だち登録してね

メール assist@city.sapporo.jp

でんわ **0120-66-3783** みんなのなやみ 子ども専用 (通話無料)

つながらないときは…011-211-3783へ 大人の方は

札幌市子どもの権利救済機関

子どもアシストセンター 



<条例が目指すもの>③-2

○令和4年度の相談実績

実人数

1,136人

延べ件数

2,705件

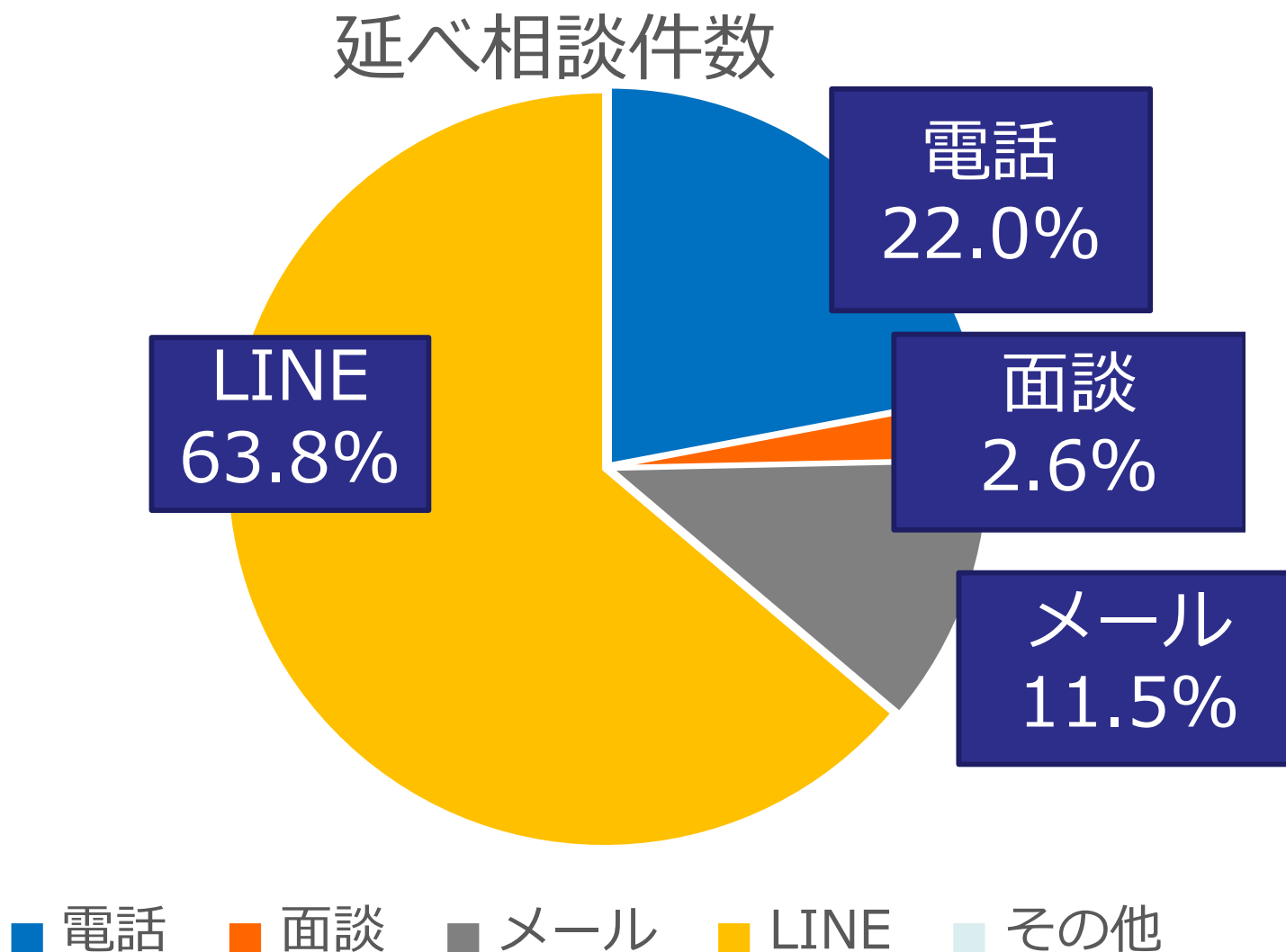


調整活動 22件・188回

救済の申立て 1件

<条例が目指すもの>③-3

○令和4年度 子どもからの相談方法の内訳



＜子どもの参加の取組＞①

○子ども議会


子ども議員が札幌のまちづくりについて
考え、提案・意見表明



▲市長報告会の様子

＜子どもの参加の取組＞③

○子どもの権利せんりゅう・ポスター募集

 最優秀賞

札幌市立白楊小学校六年 古名 愛翔

最優秀賞

もこも見て ほくのうさぎ
きげんうま

最優秀賞

人とちがってもいい

札幌市立中央小学校三年 加藤 遥

 最優秀賞



<小中学生向けパンフレット>

○小学4年生、中学1年生全員に配布

○教育委員会と協力して、
改訂版を作成

○授業でも活用できるワー
クシート形式により、
子どもたちが考え、話し
合いながら子どもの権利
について学習

**大切にしよう
子どもの権利**
～小学4年生から6年生版～

わたしたち子どもが、
幸せに過ごすためには、
どんなことが
大切なのかな？

みんなが安心して、
自分らしく、様々なことを
学びながら成長するために
「子どもの権利条例」
というきまりがあるよ。
いっしょにみてみよう。

先生

札幌市子どもの権利条例
(正式名称: 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例)

札幌市には、子どもが毎日を幸せに過ごすことができるまちを目指した、
子どもの権利を大切にしていこうためのきまり「子どもの権利条例」があります。

4年	組	名	前
5年	組		
6年	組		

～ 3年間使うので大切にしましょう ～

ご清聴ありがとうございました

